

中学生年代の都道府県大会等創設・開催支援補助実施要領

令和4年11月30日

スポーツ庁次長決定

一部改正 令和5年6月19日

1. 目的

本補助事業は、競技志向ではない生徒についても、活動の成果発表の機会を確保する必要があることから、国内における中学生年代を対象とした都道府県レベルのスポーツリーグ又は大会等（以下「都道府県規模のスポーツ大会等」という。）の主催者が勝敗ではなく、純粋にそのスポーツを楽しむことや他校の生徒との交流を深めることを目的とした中学生の多様なニーズに対応した都道府県大会を創設・開催するために要する経費の一部を国が補助し、もって中学生のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

2. 補助対象事業

本補助事業の補助対象は、以下の（１）～（３）を満たす都道府県規模のスポーツ大会等とする。

（１）大会概要

- ①. 中学生年代を対象としていること
- ②. 競技志向ではない生徒にとっても成果発表の場となっていること。
 - ア 勝敗にかかわらず、純粋にそのスポーツを楽しむことを目的とした大会
 - イ 他校の生徒等との交流を深めることを目的とした大会※ア・イのどちらか又は両方を満たす大会を補助対象とする。

（２）大会参加資格

学校部活動単位や地域スポーツクラブ活動単位、複数校合同チーム単位などあらゆるチームや個人が参加できる大会規則となっていること。

（３）実施体制

教師の引率が必要ない大会規則とすることや大会運営を外部委託し人員を確保するなど、教師の負担が少ない形での実施体制となっていること。

3. 補助対象事業者

都道府県規模のスポーツ大会等の主催者であって以下に該当する者

- ア. 法人格を有すること（財団、社団、株式会社、NPO等）。
- イ. 過去に都道府県規模のスポーツ大会等を開催した経験を有していること。

※上記に限らず、次のいずれかに該当するものは補助対象とはならない。

- ・政治的又は宗教的活動を目的とするもの

- ・興行的要素の強いもの
- ・他の補助金等の交付を受けるもの

4. 補助対象経費

諸謝金、旅費、借損料、備品費、消耗品費、通信運搬費、賃金、会議費、雑役務費、委託料

5. 補助金の申請上限額

1大会あたり1,000千円

※補助金の額は申請件数や審査結果に伴い予算の範囲内で決定する。